

令和2年度定期監査（後期）の指摘事項の措置状況（地方自治法第199条第14項）※追加公表

1 議会事務局

課名	指摘事項	措置状況
議会事務局	<p>議会において平成28年度からタブレット端末を導入しているが、ペーパーレス化、事務の効率・迅速化などの当初事業目的が達成されているか、導入前と比較しどのような効果があったかなど、経済性、効率性及び有効性の観点から、その成果について検証し、今後の方向性について検討されたい。</p>	<p>令和3年11月、登米市議会ICT推進検討会を設置した。現在のICTの取組を検証し課題を整理した上で、令和5年3月、今後の登米市議会のICT化のあり方を推進方針としてまとめた。</p> <p>タブレット端末については、十分な活用状況であるとは言えないものの、事務の効率化と軽労化が図られたと考えているが、議員の端末操作習熟度に違いがあることから、操作講習会を開催するとともに、議員自らが操作技術向上に主体的に取り組むこととした。</p> <p>ペーパーレス化については、資料の保存や持ち運びにおいて大幅な軽労化が図られた一方、各委員会等でのペーパーレス化は進んでいないことから、ペーパーレス会議システムの活用を含め、利用方法について研究することとした。</p>